

国の指示権拡大の「地方自治法一部改正法」の運用規制を求める意見書

2024年の国の指示権拡大の「地方自治法一部改正法」については、日本弁護士連合会をはじめ多くの団体・個人からの反対・危惧・慎重審議を求める声が寄せられてきた。

「改正法」は、憲法の規定する地方自治の本旨を侵害するものになりかねないものである。

全国知事会は「国と地方の対等な関係が損なわれる」との懸念を示し、第33次地方制度調査会の会合に出席した全国市長会会長や全国市議会議長会会長も「行使する際の要件は極めて限定的な制度とする前提で議論を」との旨発言している。

2000年施行の地方分権一括法で国と自治体の関係は「対等協力」「国の関与は必要最小限とし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない」とする考えから逆行するものであり、それを「主従関係」「下部機関」のように変質させてしまうものである。

「国の補充的指示」の要件である「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」については、どのような事態を想定しているのか具体的に示されておらず、また立法事実も明らかにされていない。さらに「発生するおそれがある」場合にまで広げられ、実質的に過剰な裁量・恣意を国に認めることになってしまう恐れが危惧される。

したがって、その運用を厳しく規制し、国会だけでなく当該自治体や議会との事前協議を丁寧に行う必要がある。

よって、中野市議会は、国に対し、下記事項について強く要請するものである。

記

- 1 指示権拡大の2024年「地方自治法一部改正法」は、国会だけでなく当該自治体や自治体議会などとの事前協議を丁寧に行い、慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣

宛

長野県中野市議会議長 芦澤 孝幸